

## 令和4年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

### ○土肥生活衛生課長

これより、令和4年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

私は、神奈川県食の安全・安心推進会議の幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の土肥です。本日は、全体の進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。これより、座って進行させていただきます。

まず、皆様方にお願いがございます。本日は、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。こちらのマイクは、自動でスイッチが入りますので、発言をいただく場合には、マイクに近づいてご発言をお願いいたします。目の前の赤い縁取りのボタンは押さなくて結構です。それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わり、神奈川県健康医療局生活衛生部の三浦部長から御挨拶を申し上げます。

### ○三浦生活衛生部長

生活衛生部長の三浦でございます。本日は大変お忙しい中、また、あいにくの天気の中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

コロナ禍も4年にわたり、感染拡大の波も第8波を数えるようになり、最近ではWithコロナに向けた新たな段階への移行が話題となっております。そのような中、リモートワークが拡大するなど、生活様式に変化がもたらされ、食品の持ち帰り、宅配が増加するなど、食の提供方法にも多様さが見受けられます。しかしながら、人の生活に欠かせない食の役割には変化はございません。

また、昨年は本県内において、食に関わる重大な事件はございませんでしたが、最近の食中毒の発生件数は、コロナ禍以前に迫る状況となっており、たとえコロナ禍であっても、食の安全・安心の確保をしっかりと推進しなければならないと考えております。

本県では、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づき、3か年度にわたる「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」を策定し、施策を推進しております。本日はこの指針に基づき、具体的な取組みを行うための単年度計画である、令和5年度の「食の安全・安心行動計画」の案をお示しいたします。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、ぜひとも、忌憚のないご意見を賜り、食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

### ○土肥生活衛生課長

ありがとうございました。ここで、審議会の成立についてご報告をさせていただきます。神奈川県食の安全・安心審議会規則第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっておりますが、本日、委員16名のうち、現在11名の委員の方々に御出席をいただいております。よって、定足数を満たしていることを報告させていただきます。なお、磯崎委員、吉田委員、花田委員、由良委員、矢野委員からは本日、所要により欠席の御連絡をいただいております。

さて、本日の審議会は、委員改選後初めての対面での開催となっております。本日の次第の裏面が審議会委員の名簿となっておりますので、恐縮でございますけれども、私から、委員の皆様を名簿順

にご紹介申し上げます。

まず、国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター企画運営室兼環境・エネルギーユニットフェローであり博士でいらっしゃいます上野伸子委員です。

○上野委員

よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、国立大学法人東京海洋大学、学術研究院食品生産科学部門名誉教授でいらっしゃいます木村凡委員です。

○木村委員

木村です。よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、株式会社神奈川新聞社経営戦略本部事務局長でいらっしゃいます高本雅通委員です。

○高本委員

高本です。よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、相模女子大学栄養科学部管理栄養学科准教授でいらっしゃいます下島優香子委員です。

○下島委員

下島です。今回初めて参加させていただきます。よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、神奈川県漁業協同組合連合会代表理事専務でいらっしゃいます鶴飼俊行委員です。

○鶴飼委員

鶴飼でございます。よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、イオンリテール株式会社南関東カンパニー人事総務部お客さまサービスグループマネージャーでいらっしゃいます小嶋昇一委員です。

○小嶋委員

小嶋でございます。よろしくお願いたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、一般社団法人神奈川県畜産会家畜衛生部長でいらっしゃいます橋本聡委員です。

○橋本委員

橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、神奈川県消費者団体連絡会幹事でいらっしゃいます柿本章子委員です。

○柿本委員

柿本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、公募委員の萩原正委員です。

○萩原委員

萩原でございます。今回こういう場が初めてですが、いろいろ勉強して参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、公募委員の眞鍋邦子委員です。

○眞鍋委員

眞鍋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、公募委員の山口重久委員です。

○山口委員

どうもはじめまして、山口です。よろしくお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

続きまして、審議会の会長、副会長の選出に入ります。会長、副会長は神奈川県食の安全・安心審議会規則第4条第2項によりまして、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○小嶋委員

小嶋でございます。私から発言させていただきます。これまで審議会の副会長を務められご尽力をされた、木村委員に会長をお願いしたいと思います。また、副会長につきましては、本日、ご欠席では

ありますが、長年、食の安全・安心に関する講座の講師や、当審議会の委員を務めていらっしゃる吉田委員にお願いするのはいかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○土肥生活衛生課長

ありがとうございます。委員の皆様方からも異議なしというお言葉いただきましたけれども、木村委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○木村委員

はい。

○土肥生活衛生課長

ありがとうございます。吉田委員につきましては、本日ご欠席ですので、ご意向を改めて事務局で確認をし、その結果を報告させていただきます。それでは、木村委員に会長をお願いいたしますので、恐縮でございますが、席の移動をお願いいたします。

早速ではございますが、会長からご挨拶お願いができればと思います。

<事務局からの結果報告>

副会長について、吉田委員にご意向を確認し、ご就任いただくこととなりましたので、報告します。

○木村会長

会長に選出いただきました東京海洋大学名誉教授の木村と申します。私は、昨年まで、現役でした。これまで専ら食品の安全性の分野が専門で、微生物に関する教育研究をずっと行ってきております。

この度、この審議会では、山田前会長のもと、副会長を務めておりましたが、今回、会長という責任の重い役目をいただきまして、力不足ではございますけれども、精一杯務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○土肥生活衛生課長

ありがとうございました。

本日の会議は、県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づき、会議、そして会議記録については公開となっております。

次に、資料の確認をさせていただきます。事務局お願いします。

○生活衛生課 植村グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの植村と申します。よろしくをお願いいたします。本日の資料ですが、事前にご検討いただくために、2月1日付けで、同じものを皆様にお送りしております。

まず、次第、裏面が委員の名簿となっております。続きまして、資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）（案）」です。続きまして、資料2、A4の横の資料となりますが、「かながわ

食の安全・安心行動計画新旧対照表」です。続きまして、資料3「ソーシャルメディアの活用について」ですが、A4の1枚となっております。続きまして、参考資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）実施結果」、参考資料2「かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）」、参考資料3「かながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針（第5次）」、参考資料4「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び傍聴要領」、また、事前にお送りしていない資料として、座席表となります。以上です。

#### ○土肥生活衛生課長

ありがとうございました。皆様方の資料で不足しているものがございますか。資料の不足がないようでしたら、これ以降の進行につきましては、木村会長にお願いをしたいと思います。木村会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○木村会長

それでは、お手元に配付してあります会議次第に基づいて、議事を進めて参りたいと思います。本日の進行ですが、まず、議題の「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）（案）」について、事務局から説明をいただきまして、その後、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

#### ○生活衛生課 阿久津技幹

生活衛生課食品衛生グループの阿久津と申します。着座で説明をさせていただきます。それでは、「かながわ食の安全・安心行動計画（令和5年度版）」（案）につきまして、ご説明いたします。資料1と資料2を使ってご説明をさせていただきます。資料1は計画案の全文、資料2は計画案の変更箇所をお示ししたものになります。資料1の1ページをご覧ください。神奈川県では、平成21年、県民の健康を保護し、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とした「神奈川県食の安全・安心確保推進条例」を制定しました。そして、この条例に基づき、「かながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針（第5次）」を令和4年3月に策定しています。指針は、食の安全・安心確保に向けた、令和4年度から6年度の中期的な目標、施策の方向を定めたものになります。本日お示ししている行動計画は、第5次指針に基づいて、令和5年度に実施する具体的な事業計画となりますので、基本的な取組内容について、変更はしていません。

続きまして、資料1の3ページをご覧ください。3ページから6ページにかけて、「令和5年度食の安全・安心確保に向けた取組みの事業体系図」を示しております。今年度と同様に、「生産から販売に至る各段階における安全・安心確保」及び「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」を大きな2つの目標とし、これを達成していくために必要な10の施策を掲げております。

次に、資料2の1ページをご覧ください。事業体系図について、資料のとおり、今年度から変更しておりますが、内容の変更はなく、掲載する順番のみを変更しております。令和4年度版の計画では、食品表示法に基づく事項がウとカに離れておりましたので、同じ法令の内容は続けて記載するように変更しました。各事業につきましては、資料1の7ページ以降でご説明いたします。

また、この計画全般に関係することですが、今年度の実績について、新型コロナウイルス感染症に

よる影響は一時期より落ち着いていますが、県では感染拡大防止対策などによる全庁的な業務見直しは続いており、一部の業務は立入検査件数を見直すほか、集合型の説明会や講習会等を一部中止するなどの対応を行っております。

それでは、令和5年度計画の各事業について、ご説明いたします。資料1の7ページからご説明させていただきます。7ページから12ページにかけて、生産段階における取組みを定めています。資料1の7ページと資料2の1ページを一緒にご覧ください。ここでは、1として「生産者等における自主管理の促進」について定めています。事業内容に変更はありませんが、「(1) 農業者の自主管理の促進」として、文言を「GAPの取組み支援」から「GAPの実践支援」に変更しております。続きまして、資料1の8ページをご覧ください。2として、「生産者等に対する指導等の実施」について定めています。本計画では、具体的な数値目標を設定できるものについては、計画と実績を一覧表として掲載することとしており、令和3年度計画と実績、今年度の計画と12月末現在の実績、令和5年度の計画を掲載しております。

資料1の9ページと資料2の2ページをご覧ください。飼料販売業者等への立入検査について、今年度の20件から、令和5年度は10件に減らしております。これは、近年の重点課題だった、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインに関する周知について、ある程度目途が立ったことによるものですが、今後も、必要に応じて追加の立入調査は実施してまいります。

続きまして、資料1の11ページをご覧ください。3として、「生産段階における助言、指導等に係る人材育成及び調査研究」について定めています。こちらは、今年度と内容に変更はございません。

次に、資料1の12ページをご覧ください。4として、「遺伝子組換え作物と交雑等の防止」について定めています。こちらも今年度と内容に変更はございません。

次に、資料1の13ページから24ページにかけて、製造・輸入・調理・販売段階における取組みについてご説明をいたします。資料1の13ページをご覧ください。5として、「食品営業者等における自主管理の促進」について定めています。資料2の2ページをご覧ください。「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」の項の「イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施」の箇所につきまして、対面形式の講習会の開催回数を令和4年度の121回から50回に減らしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一貫として、eラーニング形式の講習会は令和3年度から実施しておりますが、来年度は内容の見直しを行うなど、より一層の活用を予定しております。そのため、回数を減らしております。

次に、資料1の14ページ及び資料2の3ページをご覧ください。流通・販売業者への情報提供等について、「販売業者等」を「販売業者」に変更しますが、情報提供の対象者が変わるわけではなく、表題の文言に合わせるための変更となります。

次に、資料1の15ページをご覧ください。6として、「食品営業者等に対する監視指導等の実施」について定めています。このうち、「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」の項では、定期的に監視指導を行うことや食品営業者等の衛生管理の状況を確認し、技術的指導を行うことなどを定めています。資料2の3ページと、参考資料2の16ページも一緒にご覧ください。参考資料が今年度の計画になります。こちらの今年度の行動計画では、「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」、本文の下に、食品営業施設等及び大規模製造・大規模調理施設の監視指導の施設数を明示しておりましたが、令和5年度計画ではこちらを削除しております。監視指導の施設数は、営業の種類ごとに1施設あたりの所要時間の平均から立入予定数を算出してお示ししています。しかし、HACCP制度が全施設に導

入されましたので、各施設の導入状況の確認など、1施設あたりの監視に要する時間が長くなりました。そのため、施設の状況に応じて柔軟に監視指導が行えるよう、立入予定数の掲載は、削除することといたしました。

続きまして、資料1の16ページ及び資料2の4ページをご覧ください。「(2)と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導」の項の「イ 食鳥処理場等の監視指導」について、計画数が令和4年度の35回から30回に減らしております。これは、対象施設が廃業したことによるものですので、営業している施設に対する監視指導に変更はありません。

資料1の17ページ及び資料2の4ページをご覧ください。「(3)と畜場における衛生検査」の項の「イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」について、計画数が令和4年度の696検体から695検体に減っております。これは、先ほどご説明した施設の廃業によるものであり、事業内容に変更はございません。

資料1の18ページ及び資料2の4ページをご覧ください。「(4)流通食品等の抜き取り検査等」の項の「ア 食品等の検査」について、こちら1検体減っておりますけれども、先ほどご説明した施設の廃業によるものとなりますので、内容に変更はございません。

続きまして、資料1の20ページをご覧ください。7として、「製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」について定めています。こちらは、今年度と内容に変更はございません。

資料1の22ページをご覧ください。8として、「食品表示の適正の確保の推進」について定めています。こちらは、資料2の1ページでご説明したとおり、順番は変更しておりますが、内容に変更はございません。

続きまして、25ページから29ページでは、「リスクに関する相互理解」について定めています。このうち資料1の25ページをご覧ください。こちらは9として「情報の共有化の推進」について定めています。資料2の5ページをご覧ください。令和4年度までは、自主回収情報の公表等について定めていましたが、自主回収に係る規定は、食品衛生法で新たに規定されましたので、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づいて実施していた自主回収も令和4年8月に終了しました。そのため、こちらの項目は削除しておりますが、自主回収に関する記述は、資料1の19ページ、「(7)食品等の自主回収の届出制度の徹底等」として記載しており、食品関連事業者に対する指導や県民の皆さんへの周知は引き続き、実施してまいります。

資料1の26ページ、資料2の5ページをご覧ください。資料1の26ページの一番下、「キ 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」の項の中の「食育のための食品安全リーフレットの発行」の箇所ですが、令和4年度は県内の全小学校を対象にリーフレットを配布し、併せて、来年度の要望等についてのアンケートを実施しました。その結果、一部の小学校からリーフレットの配布を希望しない旨の回答がありました。リーフレットはホームページにも掲載しておりますので、最近は、小学校でも授業にタブレットなどの通信機器を利用していることから、その影響ではないかと推察しております。そのため、来年度は、配布を希望しないとご回答いただいた小学校にはリーフレットそのものは配布しませんが、ホームページに掲載した時点でお知らせをするとともに、活用についてもお願いしてまいります。

続きまして、資料1の28ページ及び資料2の6ページをご覧ください。10として「関係者による意見交換の促進」を定めています。このうち、「ア かながわ食の安全安心キャラバンの開催」につきまして、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合開催の代替として、ホームペ

ージに資料等を掲載することとしていましたので、具体の計画数をお示ししていませんでしたが、来年度は1回開催を予定しております。なお、今年度につきましても、情報共有や相互理解を深めるため、資料をホームページに掲載するだけでなく、ご意見やご質問を募集し、それに対する回答を掲載しております。資料1の説明は以上となります。最後に、今年度の実施結果ですが、参考資料1として、ご参考までにお配りしております。年度が終了しましたら、取りまとめのうえ検証し、ホームページ上で公表いたします。説明は以上となります。

#### ○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、この行動計画は、食の安全・安心の確保の推進に関する指針に基づくものでございます。私ども審議会から今の行動計画について意見を述べたいと思いますので、委員の皆様、何かご質問も含めてご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柿本委員、よろしくお願ひします。

#### ○柿本委員

柿本でございます。ご説明ありがとうございました。まず1点目のコメントでございます。資料1の19ページ目の「食品等の自主回収の届出制定の徹底等」、それから9の「情報の共有化の推進」のところ、県民への周知を徹底すると言っただけだったので、安心いたしました。ぜひ、このところは、継続して徹底していただくよう引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目は質問でございますが、食育のところ、食品安全リーフレットを発行していただひいて、配っていただひいていると思ひますが、配布を希望しない小学校へ、希望しない理由等を確認されていひますか。希望しない理由を知りたいと思ひました。以上でございます。

#### ○木村会長

はい。どうもありがとうございました。先ほど理由としては、タブレット教育等も入っている、特にリーフレットをいらひないというような説明もあつたと思ひますが、ただそれだけが理由かどうかということもあります。単純に必要がないとの回答だつたとか、何かそのあたりの情報があればということで、事務局で何か追加の情報があれば、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

#### ○生活衛生課 植村グループリーダー

食品衛生グループの植村と申します。こちらのリーフレットを配布する際に、併せて、学校にアンケートをお送りしております。その際、今後も配布が必要かということを確認させていただいたところ、アンケートが返つてきた学校のうち、2割程度の学校からは、希望しないというような回答がございました。なぜ希望しないのかという理由欄をアンケートに設けていひなかつたので、希望しない理由を把握できていひません。学校側も、いろんなパンフレットや配布物が非常に多いといひるのは聞いております。そういった中で、学校によっては、配布ではなく、先ほど申し上げたようなタブレット等を使って、授業の中で話すという学校もあると思ひますので、こういう学校では、不要となつていひると我々も考えているところではございます。理由については、この他、すべての学校が希望する時期に配布できていひないこともあると思ひます。こちらのリーフレットを毎年、夏前後に配布していひます。



が、今年度につきましては、9月頃ということで少し遅れた時期に配布をしました。学校側としては、授業で取り上げる時期が過ぎてしまったというようなこともあったかもしれません。そのあたりをもう少し、こちらの方で確認をさせていただきたいと思います。あと、昨年度の審議会で委員の方からも、ただ配布するだけだと、利用が難しいかもしれないというようなお話もいただきました。以上となります。

○木村会長

柿本委員、今のご説明でいかがでしょうか。

○柿本委員

ありがとうございます。私も今おっしゃっていただいたように、リーフレットを配ることが目的ではなく、子供たちがきちんと自分の身に置き比べて、安全・安心について、身につけることだと思います。ぜひ、効果的な配布と、中身の充実はもちろんですが、タブレットの案内だけでなく、効果的な見方とかを研究していただいて、しっかりやっていただければなと思いました。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。今の事務局のご説明では、配布を希望しないというところだけの回答を得ているとのことでした。これは、可能かどうかはわかりませんが、強制的には難しいと思いますけれども、配布しない理由を、よろしかったらお聞かせくださいとか、何か情報をフィードバックで得ておくと、どういう実態で配布を希望していないのかということがわかると思います。できたら次回以降そういう形で進めていただけたらよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

来年度は検討を進めていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○木村会長

はい。どうもありがとうございました。ではその他、山口委員、お願いします。

○山口委員

はい、ありがとうございます。私から2点質問がございます。細かいご説明いただきまして、ありがとうございます。まず1つ目は、13ページの、イです。「食品衛生責任者等衛生講習の実施」という計画がありますが、理解度、あるいは効果測定というようなことをどのようにやっているのかというのが、お聞きしたい1つでございます。それからもう1つが、23ページ1番下のところに「食品表示に係る情報提供の促進」が重点的取組みとなっておりますが、一般的に企業側からと言いますか、会社側から自主的な開示をするというのは、上場会社等では積極的に取組むというのが基本姿勢だと思います。行政側として、これを自主的に、積極的に行う何かモチベーションになるようなことをやっているのかどうか、ただやってもらうのを待っているのでは仕方がないという思いもあるんですけども、何か具体的なことがあれば、ご教示いただきたいと思います。以上です。

○木村会長

はい、どうも、ありがとうございました。2つご質問をいただきました。最初の質問は、13ページの食品衛生責任者等衛生講習の理解度、達成度というものを、どのようにして確認しているかということですが、事務局から回答をお願いします。

○生活衛生課 植村グループリーダー

理解度、達成度ということですが、やはりオンラインの場合は、いつでも好きな時に見ていただけるというメリットがあると思っています。効果測定というお話ですが、直接、効果が見えるというわけではありませんが、我々はこういった講習会を食品衛生責任者という現場で勤務をしている方を対象に行っています。今回オンライン化を進めているのは、現場で働きながら見ていただけるようにという理由があります。そういった方々が働いている施設等に監視として伺った際に、講習会で話した内容ができていないか、衛生管理等の確認をさせていただいております。明確な効果測定というご質問の直接の答えにはならないのかもしれませんが、現場では、実際にどのように、我々が伝えたものがどれだけ浸透しているかという形を監視という中で、確認をさせていただいております。1点目の講習会については以上です。

○木村会長

はい。どうもありがとうございました。山口委員、今の回答に対していかがでしょうか。

○山口委員

現状はそうだと思いますので、それは甚だ結構だなと思いますが、こういう場に積極的に出て、やるというのは、どちらかという受講者側が受け身じゃなくて、一歩前に入るような取組みの方が、双方とも、コミュニケーションが取れるのではないかなという気がします。今後いろいろな工夫をされて、実施上、双方向のコミュニケーションができるような形まで仕上げただけであればと思います。ありがとうございました。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。かつて私も大学にいた頃、コロナ禍でオンライン化になり、いつでも受講できるという、大きな利点はありました。一方で、対面の場合は、「君、もうちょっと頑張れ」とか「君は態度が悪い」とかいろいろできますが、本当に学生が受講しているのか、どれぐらい真面目に見ているかというのが、全く見えなくなるので、その辺りは今後工夫のしどころだと思います。オンラインに関しては、やはり何らかの達成度もさることながら、実際にどれぐらい受講しているのかというモニタリングとか、どういうアイデアがあるか私もすぐ分かりませんが、そういう課題があると思いますので、ご検討をお願いできればと思います。

もう1点、山口委員の2つ目のご質問、23ページに関しては、食品表示に関わる情報提供の促進に関して、企業側へ、自主的取組みを積極的に行うように働きかけると言っても、何か具体的なモチベーションのようなものが、工夫としてあるのかというご質問でよろしいですか。

○山口委員

はい、そのとおりです。

○木村会長

これに対しても事務局から回答をお願いします。

○生活衛生課 植村グループリーダー

こちらは、ホームページで各社のホームページのリンクを貼るという形でご紹介をさせていただいているものになります。普段、私達が行う監視指導では、そういった企業様が営業している施設等にお伺いします。その際に、自主的な取組みを行ってくださいとお願いしており、行っていただいた場合については、県のホームページの方で紹介をさせていただきますということで、ご案内の方をさせていただいております。工夫としては、以上となります。

○木村会長

はい、ありがとうございます。山口委員、よろしいでしょうか。

○山口委員

はい、ありがとうございました。

○木村会長

それでは、他の委員をお願いします。眞鍋委員、お願いします。

○眞鍋委員

眞鍋でございます。山口委員が質問したことと、少し重複するかもしれませんが、13 ページのところの食品衛生責任者さんですが、県下に何名ぐらいいらっしゃるのかということです。あと、回数ではなく、何名の方が講習を受けたのかということです。そういうのが、報告書の時点では集計が出るのかと思いますけれども、例えば 1,000 人いて、300 人しか受けていないということだと、やはり何らかの手だてを考えないといけないのかなと思います。そういう数字があると分かりやすいと思いました。今、数字が分からなければ、後程でも結構です。

それと、もう 1 つですが、共有化のところ、全般に言えることですが、コロナがもう 3 年ぐらい続いて、そういったこともあるのかなとは思いますが、ホームページの充実とかソーシャルメディアの活用とか、そういった言葉が並んでいるわけです。この後の議題で、ソーシャルメディアの活用について、という議題があるので、そこでもまた議論があるかと思いますが、やはり、こういうメディアというのは一方通行なので、要するに一般の人が見に行かなければ、その情報が伝わらないというようなことがあります。なかなか難しい問題ではあるかと思いますが、ニュースとかで、色々な食品安全上の問題があったことを知るのですが、ホームページとかで、行政指導あるいは行政処分をした業者の名前とかが載ることがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいです。その 2 点です。

○木村会長

はい、ありがとうございました。それでは2つの質問の最初の食品衛生責任者が県下に何人いて、あと、受講が人数ベースでどうなのかということですが、すぐご回答が可能でしょうか。机上にデータがないということであれば、今後、検討していただくということにしたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

食品衛生責任者が何名というのは、基本的には、すべての食品営業許可を受けている施設、食品を販売とか製造するということで届出している施設、それぞれについて、食品衛生責任者を1名ずつ設置ということが義務づけられております。ただ、施設によっては、その1名の方が複数の施設を見るということも可能になっております。よって、許可施設数や届出施設数と食品衛生責任者数が、イコールになっていないということになります。何名ぐらいと言われると、施設数の数くらいということになりますが、それよりも、食品衛生責任者の資格をお持ちの方は、もっとたくさんいらっしゃいますし、食品衛生責任者として登録している方が何名かということになると、正確にはお答えはできないところでございます。受講の人数ということですが、こちらもeラーニング等の場合は、神奈川県の場合はそれを受けていただいて、受講したという届出を出していただくようにしているのですが、任意の届出にしております。必ずしも受講したら届出しなさいとしてないので、大変申し訳ありませんが、受講した人数の把握をeラーニングに関しては、行っていないということになります。

○真鍋委員

eラーニングではなく、対面の講習会を受講した人数です。

○生活衛生課 植村グループリーダー

失礼いたしました。そちらについては、今持ち合わせがないので、また、後日お答えさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

<生活衛生課からの回答>

12月末現在の対面形式の食品衛生講習会の参加者数は2,333名になります。

○木村会長

はい、ありがとうございました。真鍋委員の1つ目のご質問はそれでよろしいですか。

○真鍋委員

大丈夫です。理解しました。

○木村会長

2つ目のホームページに関する質問ですが、最後のニュース等の質問内容の把握ができなかったので、もう一度質問していただけますか。

○眞鍋委員

色々な食品をめぐる不祥事とかがあります。そういうことをニュースで知ることがありますが、実際にはもっとあるはずなのです。ニュースとかで知るよりも、色々と行政指導とか、行政処分しているものがたくさんあると思うので、そういった実態を、ホームページとかで提供されているかという質問です。

○木村会長

はい。事務局、今のようなご質問ですが、いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

食品衛生法に違反した施設があった場合は、行政処分をしたという事実について、県の内規で2週間、ホームページに掲載をするという形をとっております。

○眞鍋委員

それは、そのお店の名前とかが出るのですか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

はい。施設名、業者名、違反の内容となります。

○眞鍋委員

それはホームページを見に行けば、見れるということですか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

そうです。処分をしてから2週間ということにはなりません。

○眞鍋委員

それはあくまでも処分のレベルで、行政指導の場合は出ないですよ。

○生活衛生課 植村グループリーダー

そうです。あくまでも処分の話になります。

○眞鍋委員

分かりました。

○土肥生活衛生課長

追加ですが、例えば、食中毒が発生して、行政処分を行った場合には、記者発表をして、ここのお店でこういうことがありましたということ、他に健康被害を起こしている方がいらっしゃるかどうかという掘り起こしの意味もありまして、広く公表しながら、ホームページにも2週間掲載するということとなります。

○眞鍋委員

1人とか2人だと、やらないと思いますが、何人以上とか決まっていますか。

○土肥生活衛生課長

処分があれば、公表するということになります。

○眞鍋委員

処分は1人でもすることがあるのですか。

○土肥生活衛生課長

健康被害がある場合ですか。

○眞鍋委員

健康被害がある場合です。

○土肥生活衛生課長

人数に関係ありません。

○眞鍋委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

○木村会長

はい、ありがとうございます。萩原委員、お願いします。

○萩原委員

丁寧なご説明ありがとうございました。令和4年度、令和5年度の計画をお聞きして、本当に食の長いチェーンの中で、皆さんがいろんな活動をしていただいていることに改めて感謝申し上げます。

私の質問ですが、資料1の15ページの「食品営業施設等に対する監視指導」に関する部分と、補足的にお使いになった資料2の3ページの令和5年度の計画と令和4年度との比較で、食品営業施設等に対する監視指導について、今、いろいろと周知とか、あるいは、事業者さんに対しての情報提供とか、こういうところで、色々な取組みをされているという部分のご質問がありました。一方で、監視指導で、資料2を拝見すると、令和4年度は数値目標を設定されて、令和5年度はこれを削除された。ご説明の中で、HACCPの制度化ということもあり、監視指導の方法がいろいろ変わったということをおっしゃったので、これは、すべてが数値目標ということではないということは理解しました。一方で、周知とある意味かぶるところですけれども、指導とか、あるいはHACCP制度の導入が、コロナ禍でなかなかうまく進んでいない事業者さんもいらっしゃると思いますので、必ずしもKPI的な指標がなければいけないとは、決して思っておりませんが、どういう方向性で令和5年度を進めていかれるのかというところを、お聞かせいただければというのが質問でございます。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。事務局への質問ということで、今のご質問に関して、ご回答いただけますか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

基本的には数値目標を定めないとはいいましたが、実際には、どういう施設に対して、何回ぐらい見に行くという頻度は定めておりますので、明らかな数字ではありませんが、ある程度の目標というのは、回数を決めていくということで、やらせていただく予定としております。基本的に今年度と同じような形で行いたいと思っております。また、昨年度まではコロナ禍が原因ということで、施設側の方も、我々の監視等の受け入れができないといった施設も多数ございました。そういったところが、今年度は少し緩まって、立ち入り等というの、可能になると考えておりますので、少しは、進んでいくのではないかとということで、計画を立てております。以上です。

○木村会長

萩原委員、よろしいでしょうか。

○萩原委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○木村会長

ありがとうございます。それでは、上野委員、よろしく願います。

○上野委員

ご丁寧なご説明、どうもありがとうございました。1点、(7)の「食品等の自主回収の届出制度の徹底等」の内容と9の「情報の共有化の推進」が重複しているので、(7)の方に一本化する、「情報の共有化の推進」の方は削除されるというご説明をいただきましたが、伝えるだけ、周知するだけではなく、リスクコミュニケーションといいますと、情報の共有という視点がすごく重要となります。今までも、周知するというところだけを、「情報の共有化の推進」の中に盛り込んでいて、同じではあるけれども、その共有化というところ、それも消費者だけでなく、多分、食品の回収という、流通の方との連携とか、そういったものもすごく重要になると思います。食品の回収に関して、消費者庁がやっており、神奈川県さんの位置付けが分かりませんが、そういった中で、(7)のところは共有化するような視点というの、講習会をされるということも書かれているのですが、関与するステークホルダーが、情報共有できるような、そんな文章にさせていただけると、より良くなるのではないかと思います。以上です。

○木村会長

すいません最後、その文章とおっしゃったところですが、何ページでしょうか。

○上野委員

19 ページの（7）です。資料1の（7）中のイの部分の文章に、情報共有の視点を盛り込んだような形の文章にすると、より良くなるのではないかという意見となります。ご参考までということになります。

○木村会長

ありがとうございます。今、上野委員から20 ページの上の部分のアとイに関しての文言を、もう少し情報共有というような内容を盛り込んだ文章にしてはいかがか、というご意見という理解でよろしいですね。

○上野委員

そういう意見です。

○木村会長

委員の先生方で、この点について何かございますか。上野委員のご意見としては、ここの文言を情報共有というような形で、そういう内容を盛り込んでいただければということです。周知という言葉だけでなく、共有化を図るといったような文言を加えるとよりよいのではないかという意見です。私も個人的には、周知というのは一方的な印象を受けます。20 ページのアに情報共有という言葉や内容が盛り込まれた方がよいのではないかということですが、事務局いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

自主回収の関係で情報共有をしたほうがよいというお話をいただきましたが、情報共有をするというのは、その自主回収の具体的な1件1件の情報の共有ということでしょうか、それともその制度のお話でしょうか。

○上野委員

両方あるかと思います。神奈川県さんの位置付けが、1件1件を、どの程度、県民に周知する責任を負うのかというところを私が判断できませんが、それに応じてだとは思いますが。

○生活衛生課 植村グループリーダー

自主回収の制度につきましては、先ほどの説明の中にありましたが、元々は神奈川県食の安全・安心の確保推進条例という条例の中で、自主回収制度というのを神奈川県は定めていまして、情報の共有化ということで、ホームページ等で共有をさせていただいておりました。食品衛生法の改正がございまして、食品表示法もそうですが、食品の回収をした時には、自主回収をしているという届出をしなければいけないという国の制度に一本化されたという実情がございます。

今回は、あくまでも食品業者に対する監視指導というところの中での、自主回収を進めるという形では載せていますが、自主回収については、こういう制度があること、ここを見れば、今回収めている全国の情報が載っているというものがございまして、そちらを案内するという形はとっております。



「情報の共有化の推進」のところには書いていませんが、今、営業者への指導と合わせて、共有という形でも、広報の方はしているところがございます。こちらの方にその旨を記載した方がより良いというご意見としますので、検討させていただきます。

○木村会長

どうもありがとうございました。本件に関連して、その他ございませんか。それでは、萩原委員お願いします。

○萩原委員

今のことに関して、共有、周知という話は、とても大事なお話だと思いましたので、提案というか、意見として述べさせていただきます。

食品衛生法が色々と変わって、例えば、リコール情報のデータベース化とか、こういう制度ができたということに対して、食品事業者はよく知っているけれども、その恩恵を受ける消費者、私ども消費者側が、コロナ禍で、食品衛生法が変わったことすら知らないという実態があります。情報開示のための制度ができていのに、伝わっていないということがあるので、きっとそういうことも込められていると思います。

ここは、事業者さん側というお話でしたが、どこかのところで、逆に言えば、県民の方へ、そういう情報開示されていること、リコール情報が出ていることを、国の制度ではありますが、県として、県民に対してそういうことを啓蒙するという視点を入れたら、今のお話がさらによくなるのかなと思われましたので、意見させていただきました。以上でございます。

○木村会長

ありがとうございました。消費者の方に対しての、この新しい制度の情報を周知という要素も必要だというご意見でした。ここの部分は事業者に対してということですが、他のところでも関係するのかもしれませんが、消費者に対しての、こういったリスクコミュニケーションという形で、より充実していただければということでした。事務局いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

こちらの行動計画の案に、県民の皆さんに対しての周知を図るということも記載をしておりますので、この記載に基づきまして、私たちも努めて参ります。貴重なご意見ありがとうございます。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。今の件に関して、さらに何か、委員の皆様からコメントございますか。

なければ、全般に渡って、その他ご意見があれば、お伺いしたいと思います。ご意見、ご質問あれば伺いますが、いかがでしょうか。それでは、鶴飼委員お願いします。

○鶴飼委員

ご説明ありがとうございました。この行動計画に馴染むのか分かりませんが、意見を言わせてい

たきます。

昨年の年末に、水産流通適正化法という法律が施行されました。この法律は何かというと、水産物は漁業者が適正に漁獲したのですが、そうではない、いわゆる反社会的な方が獲った場合に、そういうものが水揚げされることを阻止するために、適正に獲れたものだけにナンバリングするもので、流通に乗るのに、安心なもの、消費者にとっては、適正に獲れたものということを保証する法律です。今回、この行動計画の中には、おそらく載っていないと思いますが、この安全・安心という観点から考えると、安心に繋がるものだと思います。水産流通適正化法によると、適正に水揚げされているかどうか、それがいわゆる反社会的な方によるものでない、あるいは密漁でないものかどうかを保証しますが、それは県が指導します。そういうことを考えると、この行動計画のどこかに、そういうような指導について、入っているならよいのですが、そうでないなら、そういうものを入れた方がよいような気がします。その辺の見解を伺えたらと思います。

○木村会長

はい、ありがとうございます。この件に関しては、事務局いかがでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

水産流通適正化法に関しては、生活衛生課の所管ではありませんが、確かに関わってくる話にはなるかと思われまます。この行動計画の具体的にどこに盛り込むということは、すぐにお答えできませんが、基本的には食品営業者における自主管理の中に入ってくるかと思えます。飲食店や水産物を販売する魚屋さんとかが、適正に流通している水産物であるという記録を残しておくというようなルールだと思います。基本的には、自主管理の中でという話にはなると思えます。そうしましたら、今回の水産流通適性化法の関係につきましては、私たちが法律なりを深く読みときまして、どういった対応ができるのかというのを、検討しながら進めて参りたいと思います。

○鶴飼委員

ありがとうございます。そのようにしていただければと思います。

○木村会長

ありがとうございます。大分時間が迫って参りましたが、その他にありますでしょうか。それでは、柿本委員お願いします。

○柿本委員

2回目になって恐縮でございます。教えていただきたいと思うことが1点でございます。鳥インフルエンザが非常に猛威を振るっていて、卵の値段が上がってたり、いろいろなことが起きているかと思えます。資料1の9ページの家畜の衛生検査について、5年度の計画について、2万件という数字が出ております。そして、参考資料1の3ページのところに、内訳を出していただいている、これを合計すると、検査数が2万件になるのかなと思えますが、これの内訳というのは、その時というか、社会情勢というか、伝染性疾病等の流行等によって、適宜、変更されていくものなのかどうか、質問の趣旨が伝わったか分かりませんが、計画が2万件で、2万件というのは動かさないで、その中で

適宜、検査内容を変えていくというのが、大体いつもの流れなのかどうかというのを教えていただきたいなと思います。

○木村会長

ありがとうございます。今の柿本委員のご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

○高尾畜産課長

畜産課長の高尾でございます。委員がおっしゃるとおり、やはり伝染病の流行の状況等を踏まえて、このウエイトというのは変わってきます。この2万件というのがありますけれども、例えば、今年で言えば、やはり鳥インフルエンザですが、今日現在、確か75事例で、1,470万羽ぐらいが防疫処置の対象ということで、2年前が987万羽ということでしたが、それが過去最高でした。その1.5倍というような規模となっていますので、そういった意味では、今、何を一番やるべきかという、やはり養鶏場から鳥インフルエンザの脅威を守るということになり、そこをしっかりとっていくということになります。それは、その年度年度で、どこにウエイトを置くかというところをしっかりと考えながら、この2万件の中で、対応していこうと考えているところです。以上です。

○木村会長

柿本委員よろしいでしょうか。

○柿本委員

はい。一言申し上げるのを忘れました。ご苦勞されていて、感謝申し上げますと、言って始めようと思ったのに忘れました。失礼いたしました。どうもありがとうございました。

○木村会長

まだたくさんご意見もあるかと思いますが、時間がかなり押しておりますので、ここで本日欠席の委員からのご意見等をいただければ、それを事務局の方から、開示していただければと思いますが、いかがですか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

はい。本日欠席の吉田委員から次の意見をいただいております。いくつか先ほど出たお話と重なるところもございます。全体を通じての内容に関するご意見ということで、一部抜粋して紹介させていただきます。

この3年間、パンデミックという大災害において各種講習会等で、eラーニング等に一部変更されて、実施されてきたと思います。実際に対面で実施してきた講習会などの結果、効果に差異はなかったか。食を扱う場での衛生管理や安全確保に支障がなかったかなどの検証が行われているのでしょうか。また、オンラインにもメリットがあると同時に知識が定着しない等の弊害も現れております。というのが1点目です。

次に、ツイッター等の利用方法、情報提供や交流の場を随時工夫されて検証されていることは大変評価ができます。様々な情報提供や交流をする中で、セキュリティに関しても整えられていると思

ますが、万全に体制をとっていただくようお願いいたしますというのが2点目。

3点目は、重点的な取組みといたしまして、小学生への情報提供はありますが、活用の実態、今後10代20代といった世代を巻き込んで、情報共有ができる仕組みを作ることも考えてはいかがでしょうか。柔軟な頭を持つ、若い世代を動かすことで、県全体の意識を高めるのに役立つかと思います。といったご意見をいただいております。

○木村会長

はい、ありがとうございました。このうち、1番目については、先ほど、本審議会の方でも、eラーニングとフェイストゥフェイスとの効果の違いということで、議論が出ておりますので、今後の検討課題ということになるかと思っております。2番目のセキュリティの問題、それから10代20代の問題、これについて、事務局からご回答等がございますか。

○生活衛生課 阿久津技幹

はい。回答いたします。ツイッターのセキュリティのことについて、ご質問いただいたところでございますけれども、本県では情報セキュリティを確保するための基本的な方針やルールを定めたセキュリティポリシーというものを定めておりますので、そちらに従って対応しております。

3点目の若い世代を巻き込んでというご提案をいただいたところでございます。若い世代を対象としたリスクコミュニケーション事業というのは、食の安全・安心を推進する上でも重要なポイントでありますので、情報共有をより一層充実させて参りたいと考えております。以上でございます。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。この件に関して、今日ご出席の委員の皆様から何かコメントとかご意見ございますか。それでは、高本委員お願いします。

○高本委員

担当部署の皆さん、県民の食の安全について、日々、取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

子供たちも含めた情報共有ということですが、神奈川県の場合は、こういった施策を進める上で基礎自治体と連携しながら、協力しながらやっていくことが大切だと思っております。例えば、15ページの教職員の研修講座開催が8回というのは、県内900万人が住んでいる神奈川県の小学校、中学校の全部と考えると正直少ない感じもしますが、全体をどういうボリューム感で実施していて、基礎自治体の市町村とはどういうふうに手分けしてやっているのか知りたいと思いました。

また、先ほど、タブレットの話もありましたけれども、やっぱりGIGAスクール構想の下で、子供にタブレットが1台提供されているので、やはり市町村の教育委員会等と連携し、紙のリーフレットではなく、タブレットをうまく活用していく方が良い場合もあると思います。市町村と連携したほうがより浸透しやすい部分もあるのかなと感じました。

○木村会長

はい、ありがとうございました。では、今のご発言は、1つのご意見と理解させていただきたいと

思います。事務局もこのような意見があったということで、今後の取組みに生かしていただければと思います。

それでは、この件に関しては、よろしいでしょうか。特にないようなので、色々な意見をいただきましてありがとうございました。本日の意見につきましては、当局において、来年度の行動計画の策定にあって、ご検討いただくようお願いいたします。

次に、議題が終わりまして報告事項に参ります。ソーシャルメディアの活用についてということで、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

#### ○生活衛生課 阿久津技幹

資料3に基づきまして、ソーシャルメディア（Twitter）の活用についてご説明をいたします。まず現状ですが、食の安全・安心に関する情報等を伝えるツールということで、以前からインターネットを活用しているところではございますが、特に若い世代への情報提供のためのツールということで、ソーシャルメディア（Twitter）の活用をしております。しかし、インプレッション数やフォロワー数がなかなか増えないということで課題を抱えております。そこで、課題解決の方法として、次の6つの対応を、今、検討をしているところでございます。

1つ目として、まずツイッターのアカウントについてです。今までのアカウントというのは当課の所属名、神奈川県庁生活衛生課で登録をしていましたので、県のホームページに表記される公式アカウントの欄にも、県庁生活衛生課と表記されておりました。しかし、この表記では当課が食の安全・安心に関する情報を提供していることが全く分からないということから、アカウント名を、かながわ食の安全・安心に、すでに変更をしております。

2つ目として、ツイートの頻度を見直しました。昨年度は、コロナ禍ということもございまして、ツイート数が30件にとどまってしまう、ツイッターの即時性に全く対応できていないような状況でした。このため、ツイッターをやる以上は、有効的に活用するため、本庁内の広報部局に相談したところ、週に2回以上のツイートを目指すという助言をいただいたので、現在は、週に2回以上という計画的な情報発信を行っております。また、当課のフォロワーというのは、アカウント名がわかりにくかったというのもございまして、現在400ちょっととなっています。

3つ目として、県庁広報のフォロワーというのは15万ですので、こちらにリツイートを依頼し、拡散しているところでございます。

拡散をしても、内容が重要ということになりますので、4つめのツイートの内容というところですが、従来は当課で行う講座や食中毒の発生に係る情報等を周知しておりましたが、現在は、食品安全委員会が発信している情報や、食の安全・安心推進会議幹事会の各課の情報等についても発信していると考えているところでございます。具体的な内容につきましては、今後、食の安全・安心推進会議幹事会のリスクコミュニケーション部会で、具体的な内容を検討して、来年度につなげていきたいと考えているところでございます。

5つ目としてハッシュタグです。こちらも今まで有効な運用ができておりませんでしたので、今後は内容に応じてハッシュタグをつけて、他のツイートからも誘導できるような形で考えたいと思っております。

最後に、そもそも当課のツイッターの存在を知られていないということも、フォロワーが伸びない1つの要因と考えております。ホームページでも一部のページでは案内していたところではございま

すが、もっとお知らせしていきたいと考えておりますし、広報物等についても可能な限り、周知していただきたいと考えております。以上でございます。

○木村会長

はい。どうもありがとうございました。では、今のご報告に対して、委員の方から何かご質問等があればご発言ください。それでは、山口委員お願いします。

○山口委員

ツイッターの件でご説明ありがとうございました。ぜひ成功を望んでおります。ソーシャルメディアっていうかSNS、Lineとかフェイスブックとかございますけど、こちらについては、何かお考えがあるのでしょうか。

○生活衛生課 阿久津技幹

今、Lineということで、具体のご提案いただいたところですが、情報の発信ということで、まずは、今着手しているツイッターの方に力点を置いてやっていき、その先にいろんなツールを使ったものを考えていきたいと思っているところでございます。

○木村会長

はい、ありがとうございます。その他、眞鍋委員お願いします。

○眞鍋委員

今、ツイッターを優先的にということで、Lineとかフェイスブックを後から考えるというお話だったかと思えます。私はツイッターをやっていないのでわかりませんが、ツイッターで具体的に今までどんな情報を提供していて、30件にとどまってしまったのでしょうか。即時性に対応できていないということもありましたけれども、ツイッターとは、割と拡散するメディアだと思うので、例えば、ここの(4)に書いてある、食中毒の発生に係る情報が、どこまで出すのかということはあるのですが、業者さんの立場からすると、風評被害みたいなことに繋がりがねないメディアではあるのかなと思えますので、その辺どのようにお考えになるのか。あと今、物価とかが上がっているので、ポイ活をやられる主婦の方とか、そういった方が多いので、Lineとか、他のメディアを使う場合は、何かポイントがつくようなものをお考えとか、多分お金がかかる話と思いますが、そういったことをぜひ検討なさったらいかかと思えます。以上です。

○木村会長

はい、ありがとうございました。2つ目の方は、今後へ向けての検討というご意見だと思いますが、最初の方は、ツイッターで30件だったという件について、事務局から回答可能ですか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

はい。昨年度少なくなってしまったことは、コロナ禍の影響も非常に大きくありました。従来当課で行う講座等ということで、今年度は比較的、講座の方も順調に進んでいますが、昨年度まではやは

り、講座自体が開かれなかった、中止になったことにより、ツイートする内容が少なくなってしまうということも影響していると思います。先ほどの食中毒の発生に係る情報ですが、ここで食中毒が起きたということは発信しておりません。1つの例ですが、何年か前に、金属製のやかんにスポーツ飲料を入れたところ、そのスポーツ飲料の酸で、金属が溶出して、食中毒症状が起きたという事件がありました。そういったものを注意喚起として流させていただきましたが、それは反響がございました。それがいわゆる食中毒の発生に係る情報ということです。

○眞鍋委員

例えば、今ノロウイルスが流行って、中毒が多いですよというのは、概要っていうか、一般論的な注意啓発みたいなことですか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

今もノロウイルス食中毒警戒情報というのが県で発令中ですが、それも随時、1ヶ月に1回はノロウイルス食中毒警戒情報を発令中ですという注意喚起を流しています。

○眞鍋委員

いい意味で拡散するような情報が流れるといいですね。

○生活衛生課 植村グループリーダー

はい、ありがとうございます。

○木村会長

はい、ありがとうございました。その他、上野委員お願いします。

○上野委員

はい、今の内容に関連しまして、私は、ツイッターというのは、ある程度楽しいとか、何か興味のあるものを求めて閲覧、拡散するものと思っています。ツイートも頻繁にしないと効果が出ないため、食の安全・安心のテーマだけでは難しいのではないのでしょうか。ツイートを増やそうとしても、ある意味ネガティブな内容になってしまいがちですし、閲覧する人も知りたいと思って、そのツイートをフォローするかというと、そういう方は少ないのではないのでしょうか。食の安全・安心のコンテンツだけでなく、何か他のテーマと一緒に、組み合わせるなど工夫が必要であると思います。意図するものと違っているのであれば申し訳ありませんが、ちょっと工夫の余地があると思いました。

○木村会長

これは事務局としても、今すぐということは、なかなか難しいかもしれませんが、そういった貴重なご意見もいただきましたので、よりツイッターが拡散できるような工夫についてご検討いただければと思います。それでは、萩原委員お願いします。

## ○萩原委員

たびたび発言させていただきます。今の上野委員がおっしゃったことと全く同じことでしたが、やはり、興味がある方や関心がある方は、食中毒が起きていることを知るために、そこ行くかもしれませんが、多くの方は、上野委員がおっしゃったとおりなのです。私事で恐縮ですが、私、趣味でバーベキューをやって30年になります。アメリカンバーベキューをやっていまして、海外の人との交流がありますが、びっくりしたのは、そういう好きな仲間が集まるサイトに、例えば芯温が何度に行かなかったら食中毒を起こすとか、鶏肉をちゃんと加熱しないとどうなるかという情報について、例えばアメリカだと、FDAとかの公式サイトリンクがくっついているのです。当然そんな固いページにみんな初めから行かないのですが、バーベキューが好きだということで、日本と違うのは、そういう趣味の世界にも、芯温管理が非常に普及していて、そういう意味で、余計そういうことがあると思います。日本だと、一時期、低温調理というのが流行って、とても高リスク、危うい料理方法ですけども、こんなものも美味しく家で作れるという人が集まるサイトに、実はこういう情報があって、こういう失敗事例があるという、行政がそこにリンクできるか分かりませんが、行政の情報はやはり、すごく信用するので、やってみてもよいかと思います。こういうソーシャルメディアに関して詳しくないのに、発言を控えようかなと思いましたが、素人がゆえに、そういう切り口もあっていいかなということです。上野委員がおっしゃることに同感したので、参考にさせていただければと思います。

## ○木村会長

はい、どうもありがとうございます。FDAと言うお話もありましたけども、神奈川県のアートが、そういったいろいろなサークル等で、紹介していただけるというふうになるとよろしいかと思えます。そのためにも今日お話ありましたようにツイートの回数がちょっと少ないので、週2回、また内容も充実してツイートしていかれるというお話でしたので、そういった情報を今後充実させていただければ、その中から拡散していくチャンスも広がると思えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。時間が大分迫ってきましたが、この報告事項に関してのご質問等は、よろしいでしょうか。それでは、高本委員お願いします。

## ○高本委員

1点だけよろしいですか。ツイッターの件、いい取組みだと思います。うちも一応、メディア企業ということで、公式ツイッターを持っていますが、うちなんかでも業界他社でもやはり本当にトライアンドエラーの世界だと思います。うちにも社内チームがあって、今週、これをツイートした、これは跳ねた、跳ねないとか、リプライどうだったのかっていうのを、毎週報告し合ってデータを検証しています。こんな感じで発信したら良かったとか、拡散したとか、内容、タイミングがどうだったとか、と色々試してみて、1つ1つ、トライアンドエラーを重ねればいいのかと思います。県の場合は情報の信頼性が高いと思えますので、県のツイートだからこそ拡散する種類も多分あると思えます。いろいろ試してみて、上手くはまるやり方は見つけていただければいいのかなと思っております。以上です。



○木村会長

はい。どうもありがとうございました。非常に心強いアドバイスもいただきましたので、事務局どうぞよろしく願います。それでは、この件に関して欠席の委員から何かご質問はございましたでしょうか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

この件に関してご質問等は受けておりません。

○木村会長

はい、わかりました。それでは、時間が過ぎてしまいましたが、いろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。事務局他に何かございますか。

○生活衛生課 植村グループリーダー

ございません。

○木村会長

ありがとうございます。では、本日予定しました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたしたいと思います。

○土肥生活衛生課長

木村会長、円滑な議事進行、本当にありがとうございました。また、委員の皆様方も、活発なご審議をいただき、また貴重なご助言そしてアドバイス、たくさんのご意見をいただきまして本当にありがとうございました。今回いただいたご意見を踏まえまして、行動計画を策定して参りたいと思います。それでは、これを持ちまして、令和4年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。